

NPO法人アニマル体操クラブ規約

- 第1条 当クラブは、NPO法人アニマル体操クラブと称する（クラス分けは、別紙「受講クラスのご案内」参照）
- 第2条 当クラブの主たる事務所を愛知県豊田市八幡町3丁目22-2に置く
- 第3条 当クラブは上部団体豊田市体操協会を母体とし、体操を通じて生涯スポーツにつながる基礎体力の向上を目指す。また出来る喜びとルールを守り、支えてくれる周囲への感謝を学ぶことを目的とする
- 第4条 NPO法人アニマル体操クラブでは、会員、コーチ、保護者の協力の基に運営されるものとする
- 第5条 (財)豊田市スポーツ協会、豊田市体操協会、豊田市スポーツ少年団の行事に、積極的に参加する
- 第6条 当クラブへの入会時には、入会申込書、誓約書への署名を必要とする
また、スポーツ安全保険に加入し（親子体操、成人は任意）、当クラブで起きた事故及び傷害について、応急処置を行い、保障はスポーツ安全保険の範囲内の補償とする（未加入者は自己責任とします）
- 第7条 当クラブは、会員が以下の事項に該当する時は、会員資格の一時停止または、除名をすることができる
- 1) 当クラブ及び指導者への信用を欠いた言動があった時
 - 2) 会員としての品格を損なったり、その他公の秩序に反した時
 - 3) 施設等を故意に悪意を持って破損した時
- 第8条 当クラブの会費は、現金またはPay Pay支払いとする
※レッスンの回数は年間43回とする（大会、行事等含む）
- 第9条 当クラブへの誹謗中傷、営業妨害にあたる行為を行わない（退会後も同様）
- 第10条 **退会** をする場合は、必ず事前に（1ヶ月前までに）**退会届を提出**し翌月以降の退会日をもって退会とする
（例）2月末に退会する場合は、1月末までに退会届を提出する事
- 第11条 自己都合による**休会**は、事前に（1ヶ月前までに）**休会届を提出**し休会とする。（休会費1,100円）
病気や怪我などの休会は無料とする
- 第12条 **欠席**をする場合は事前に連絡を入れ**振替練習**が可能。私用による振替は原則として週1回受講者は月1回まで、週2回受講者は月2回までとし、**当月または翌月内で行うものとする**
（一部、振替練習を設ける事ができないクラスあり）
- 第13条 当クラブが定める災害及び感染症対策を遵守すること

受講にあたっての注意事項

1. 出席ノートについて

レッスン開始前に受付へご提出ください。忘れた場合は、次週に出席スタンプを押印しますのでお申し出ください。1ページ（12回分）の出席スタンプで、ささやかなプレゼントをお選びいただけます。

2. 日程表および受講時の注意点

- ① 日程表は4ヶ月ごとに配布いたします。
公共体育施設、学校開放を利用しておりますので、会場の変更がございます。
会場変更による休会は、止むを得ない理由にはあたりませんのでご了承ください。
日時・場所の変更が出た場合は、公式LINEでご連絡いたします。
- ② 服装は、幼稚園・こども園・小学校等の体操服、足元は裸足または体育館シューズで行います。スカート、ジーンズでの参加は不可とします。長い髪はまとめて爪は短く切っておきましょう。
- ③ 教室中の水分補給は適時行います。水筒などをご持参ください。
- ④ トイレは教室前に済ませておいてください。付き添いが必要な場合は保護者様でお願いします。また教室内への干渉はご遠慮ください。
- ⑤ 悪天候および天災、自然災害等による特別警報及び暴風警報が西三河北西部、豊田市に出た場合、レッスン開始1時間前に解除されなければ休講とし、振替練習は行いません。警報による休講の連絡は特にいたしません。
- ⑥ 教室前後の遊びは保護者の監視の下でお願いします。
- ⑦ 母子家庭の方はご相談ください。

3. クラブHPおよび案内チラシへの写真や大会結果の掲載について

当クラブHPおよび案内チラシ等で、教室・大会・行事等の写真を掲載する場合がございます。また豊田市体操協会HPでも大会の成績が掲載される場合がありますのでご了承ください。不都合のある場合はコーチまでご一報ください。

※ご質問などございましたら、随時コーチへご確認ください